

検疫病害虫の追加等に関する植防疫法施行規則の改正等について

(平成24年7月26日)

検疫病害虫、非検疫病害虫の追加等を中心とする輸入検疫の変更内容については、本年の5月から6月にかけてパブリックコメントの募集が行われ、6月13日には公聴会も開催され、関係法令の一部改正が近いものとされていた。

7月25日に、官報に植物防疫法施行規則、関係告示及び輸入植物検疫規程の改正内容が掲載され、追加等が正式に決定されることとなった。

関係法令のうち栽培地検査要求以外の部分について平成25年1月25日、栽培地検査要求に関する部分については平成25年7月25日の施行である。

改正内容の詳細については農林水産省のホームページに掲載されている。